

請願第 1 号

プラスチック全量焼却に反対し、資源化の推進を求める請願

標記の請願を次のとおり地方自治法第 1 2 4 条の規定により提出します。

2021年3月3日

紹介議員

猪 股 和 雄
杉 野 修

請 願 者

久喜市吉羽 3-17-32
ごみ問題を考える久喜市民の会
代表 船 橋 延 嘉

久喜市久喜東 5-4-18-402
篠 崎 節 子

久喜市議会議長 春 山 千 明 様

プラスチック全量焼却に反対し、資源化の推進を求める請願

趣 旨

久喜市は、2026年度に建設、稼働する予定の新ごみ処理施設で、これまでの資源プラスチック類およびプラスチック容器包装の分別を廃止して、プラスチックの全量を、他の「燃やせるごみ」といっしょに焼却処理する方針を決定しようとしています。

この新方針は、久喜市が取り組んできたごみ減量と資源化推進を基本とした廃棄物処理の原則を、根本的に転換させるものです。

国は廃棄物処理・資源循環の優先順位として、①リデュース、②リユース、③リサイクルによる循環利用を原則とし、④技術的・経済的にリサイクルできず、燃やさざるを得ない場合に「焼却」による発電や余熱利用するとしています。

この優先順位を覆して、これまで多くの市民の協力で、容器包装プラスチックとして分別・リサイクルしてきたものまで焼却してしまうことは容認できません。

国は現在、2022年度に向け、「プラスチックごみ全般の一括回収リサイクル・再資源化」の構想を明らかにしています。プラスチック全量焼却の新方針は、これにも逆行します。

プラスチック全量焼却によって、新ごみ処理施設からの温室効果ガス排出量は、現在の久喜宮代衛生組合の3焼却炉よりも大幅に増えることが明らかになっています。これは地球温暖化防止対策にも背を向けるものです。

久喜市が財政負担と住民の分別の手間を減らすことを大義名分として、プラスチック焼却による環境負荷の増大をやむを得ないとするのは、持続可能な社会構築の考え方に反します。

市民はこれまで、久喜市および久喜宮代衛生組合と協力して、資源プラスチック類およびプラスチック製容器包装を分別回収し、再資源化・再商品化に取り組んできました。

私たちはこれからも、久喜市がごみの減量と資源化、持続可能な資源循環型社会の構築をめざして、市民とともに下記について取り組むよう強く求めます。

記

1. 新ごみ処理施設におけるプラスチック全量焼却の方針を撤回すること。
2. 引き続き、プラスチック資源および容器包装プラスチックの分別回収に取り組み、ごみの減量と資源化、焼却量と最終処分量の削減、リサイクル率の向上を進めること。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。